

# 泉小学校跡地活用方針

## ■泉小学校跡地活用の考え方

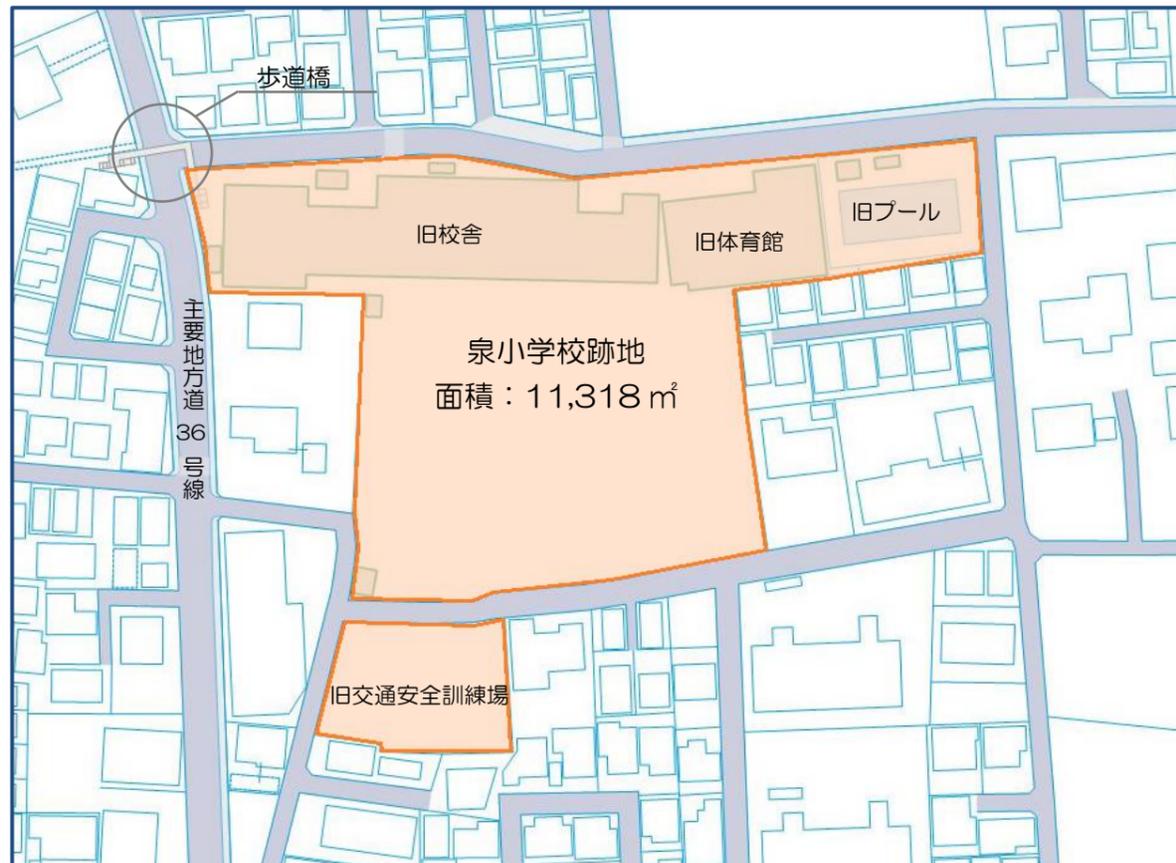
平成27年3月で閉校となった泉小学校の跡地については、「西東京市公共施設等総合管理計画～公共施設等マネジメント基本方針～」に基づき、地域のニーズを踏まえ、必要な行政需要としての活用や施設整備等の財源としての売却や貸付を含め、総合的観点から検討したうえで、泉小学校跡地活用方針とします。

## ■施設概要

- 1 所在地：泉町三丁目6番8号
- 2 敷地面積 約11,318㎡（交通安全訓練場を含む）
- 3 用途地域等 第1種中高層住居専用地域（建ぺい率50%・容積率150%）第2種高度地区※  
第2種中高層住居専用地域（建ぺい率60%・容積率200%）第2種高度地区  
※主要地方道36号線から20mの範囲

用途	建築年	構造	延床面積
校舎	昭和46年	鉄筋コンクリート造 3階建	4,043㎡
体育館	昭和51年	鉄骨造 2階建	776㎡

## ■位置図



## ■地域のニーズを踏まえた活用

平成26年12月に、地域の団体から市長に、泉小学校の跡地活用についての要望書が提出されたことや、平成27年3月に、地域の団体から議会に提出された陳情が趣旨採択されたことを受け、地域の団体と6回の意見交換会を実施し、跡地活用における市の考え方を丁寧に説明するとともに、様々なご意見やご要望をいただきました。

泉小学校の跡地活用については、「西東京市公共施設等総合管理計画～公共施設等マネジメント基本方針～」を前提としつつ、これまでの取組の中でいただいた様々なご意見やご要望を参考にしながら、地域に資する跡地活用を検討しました。

## ■行政需要としての活用

「西東京市公共施設等総合管理計画～公共施設等マネジメント基本方針～」において、公共施設の跡地活用は、真に必要な行政需要に活用することとしていることから、跡地活用における庁内提案調査を実施し、行政活用としての可能性を検証したうえで、「西東京市第2次総合計画（基本構想・基本計画）」や各個別計画との整合に留意しながら、地域にとってより効果的な跡地活用を検討しました。

## ■跡地活用の検討経過

日程	内容
平成26年8月	庁内提案調査の実施
平成27年3月	<跡地活用についての陳情> 【内容】 災害時の避難場所、交流の場・居場所、公園空白地域への対応、ボール遊びや少年野球の練習場、スポーツができるグラウンド 【趣旨採択】 公共施設等跡地活用方針に鑑み、地域住民や利用者の意見の聴取に努力されたい。
平成27年3月	泉小学校閉校
平成27年5月	庁内提案調査の実施
平成27年11月	地域の団体との意見交換会（第1回）
平成27年12月	地域の団体との意見交換会（第2回）
平成28年1月	地域の団体との意見交換会（第3回）
平成28年5月	庁内提案再調査の実施
平成28年7月	地域の団体との意見交換会（第4回）
平成28年7月	旧泉小学校グラウンド開放事業の開始（土日、祝日）
平成28年10月	地域の団体との意見交換会（第5回）
平成28年11月	旧泉小学校グラウンド開放事業の開放日の追加（週1回水曜日を追加） 泉小学校跡地活用方針（案）取りまとめ 地域の団体との意見交換会（第6回）
平成28年12月	市民説明会及びパネル展示の実施
平成29年1月	報告会の実施（地域住民に意見聴取結果を報告） 泉小学校跡地活用方針の決定

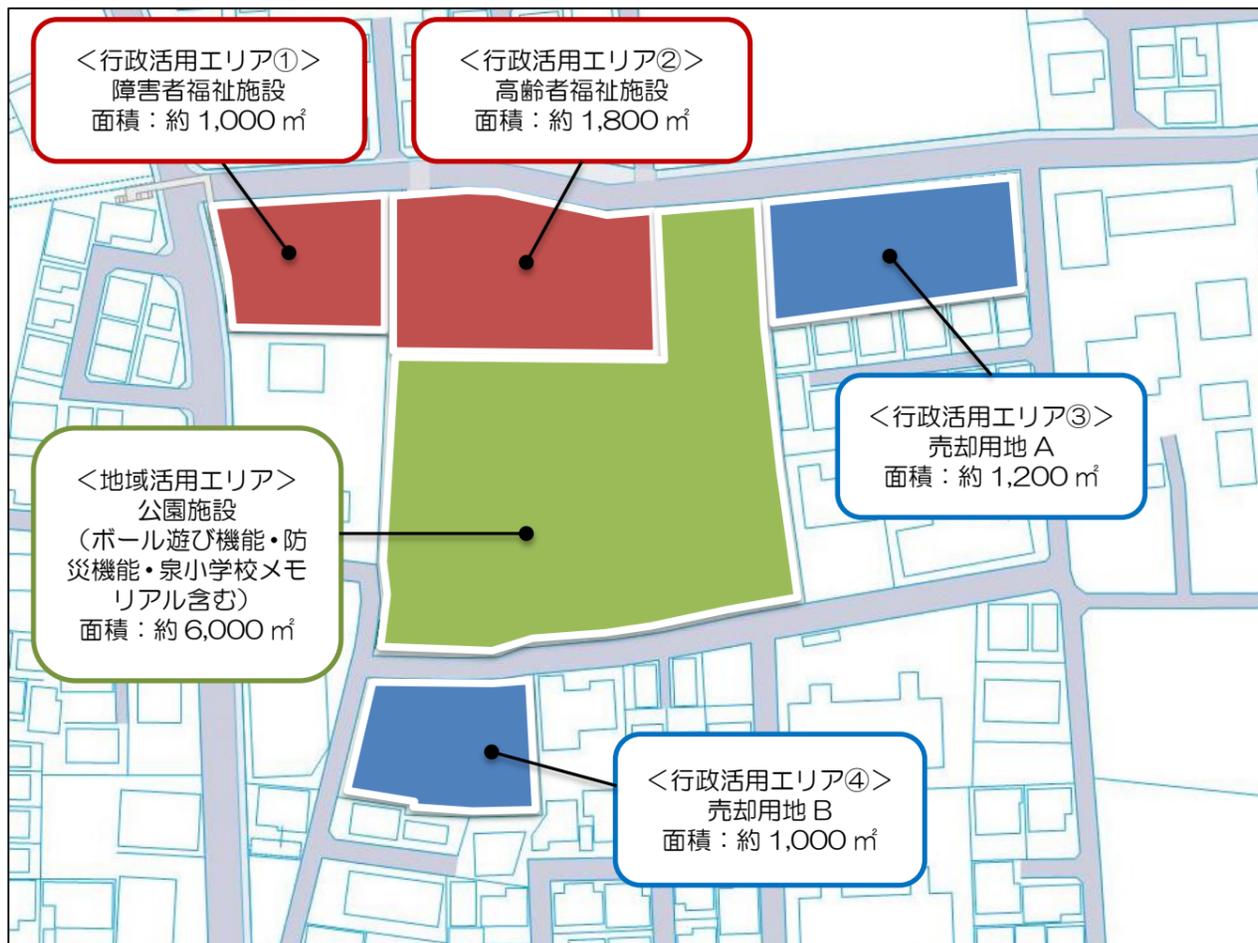
## ■活用エリアの考え方

泉小学校跡地については、「西東京市公共施設等総合管理計画～公共施設等マネジメント基本方針～」に掲げる「総量抑制」を基本としつつ、これまでの取組の中でいただいたご意見や将来的な行政需要等を踏まえ、「地域活用エリア」と「行政活用エリア」に区分したうえで跡地活用を検討しました。

各エリアの配置については、大きなスペースが確保できる中央エリアを、地域からの要望を踏まえた「地域活用エリア」、主要地方道 36 号線から近い北西エリアを、行政がまちづくりの視点から民間による整備を想定したエリアとするとともに、用地の一部売却を想定したエリアを合せて「行政活用エリア」と設定しました。

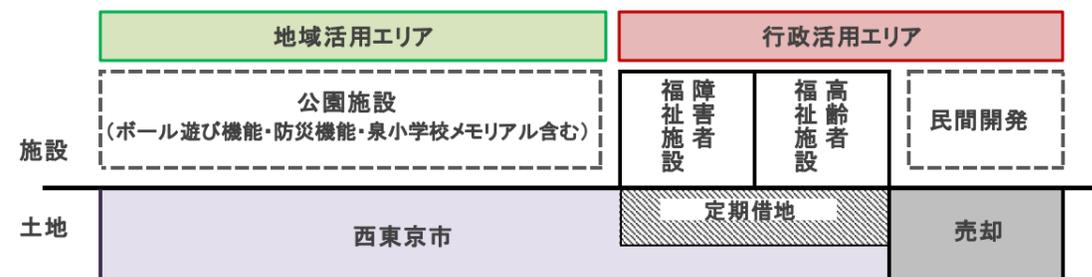
また、都市計画法に基づく地区計画制度を活用し、土地利用の方針や公園、道路などの整備方針を定め、周辺の住環境への影響に十分配慮します。

## ■活用エリアの配置



※ 面積・位置は、今後の調整で変更になる可能性があります。

## ■土地活用の概要図



## ■活用エリアの内容

### 【地域活用エリア】約 6,000 m<sup>2</sup>

#### <公園施設>

##### ① ボール遊び機能

子どもから高齢者までがともに集える憩いの場として、ボール遊びスペースを有した公園を整備します。

##### ② 防災機能

公園施設では、泉小学校が担ってきた災害拠点としての役割を引き継ぐとともに、災害時に必要となる設備等（備蓄倉庫・かまどベンチ・マンホールトイレ等）を整備します。

#### <泉小学校メモリアル>

泉小学校の歴史を保存するために、公園施設内にメモリアルを設置します。

### 【行政活用エリア】約 5,000 m<sup>2</sup>

##### ① 障害者福祉施設 約 1,000 m<sup>2</sup> (定期借地)

生活介護・就労継続等、障害福祉サービス事業所等を民間資本により整備し、障害のある人の支援の充実を図ります。

##### ② 高齢者福祉施設 約 1,800 m<sup>2</sup> (定期借地)

在宅療養及び認知症等関連施設を民間資本により整備し、医療・介護の連携及び高齢者の居場所等の充実を図ります。

##### ③ 売却用地 A (旧体育館及びプール部分) 約 1,200 m<sup>2</sup>

##### ④ 売却用地 B (旧交通安全訓練場部分) 約 1,000 m<sup>2</sup>

## ■今後の検討

- 公園施設や障害者・高齢者福祉施設の具体的な規模や機能等については、各施設の検討を進めていく中で、丁寧な情報提供や意見聴取を行ったうえで決定してまいります。
- 周辺の住環境への影響については、地区計画制度を活用し、地域への丁寧な説明を行ったうえで、売却用地を含めた土地利用の方針や公園、道路の整備方針を定めてまいります。
- 泉小学校跡地の北西部分に設置されている歩道橋については、撤去の方向で検討することとします。今後は、歩道橋の利用状況の調査等を行い、関係機関と協議してまいります。

## ■今後の整備スケジュール

内容	H28	H29	H30	H31	H32
暫定利用	校庭暫定開放				
校舎等解体作業		分筆測量等 解体工事			
地区計画		地区計画手続き			
<地域活用エリア> 公園施設			設計	公園整備	供用開始
<行政活用エリア>					
① 障害者福祉施設		① 業者選定	補助金申請期間	施設整備	開設
② 高齢者福祉施設		② 業者選定		施設整備	開設
③ 売却用地		③ 売却手続き			